

告 示

埼玉県選管告示第五十三号

平成二十八年七月十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第六区 富士見市）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十八年七月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

選挙長

埼玉県富士見市大字水子四千九百五十三番地一

黒 田 柳 次

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県富士見市関沢三丁目二十番二十八号

坂 間 正 敏